

町村監査委員全国集會に参加して

平成30年11月 1日・2日に東京メルボルホールにおいて開催された全国研修會に山本代表監査委員、監査委員事務局長と参加した。毎年この時期に研修會が開催され、監査委員及び事務職員員の監査能力を高めるためのもので、全国の各町村の約1200人の参加で開催された。

総務省自治財務局公営企業課長の山越伸子氏から、「地方公営企業の現状と課題」と題して講演を拝聴した。

地方公営企業の今後の経営環境変化は、急速な人口減少と人口の低密度化により、水道・下水道の将来需要の大幅な減少と料金収入の大幅な減少、さらに、専門人材の確保が困難になる一方、インフラ資産の大規模な更新時期が到来し、投資額の増大と将来需要の供給体制の適正規模化の要請が必要となる。

これまでの延長線上での対策では、経営が成り立たなくなる可能性が高く、安全、安心かつ持続可能な事業の維持更新のための「賢い」投資と広域化の推進を行い、民間活用等を含めた抜本的な改革を行う必要がある。

更なる経営改革には、公営企業会計の適用拡大と経営比較分析表の作成し「見える化」に努めなければならない。公営企業は料金で賄えるよう努力すること、安定的に供給することが不可欠である、財政の健全化、料金回収など、中長期計画を立て安定経営を図ることであるとのこと、今後の公営企業の実施に当たっての監査基準に役立つ講義となった。

続いて、公認会計士の池田昭義氏より、「地方自治監査実務」と題して、保谷市の代表監査員を27年間つとめられた経験に基づいての講演を拝

監査委員 伊谷 正昭

聴した。監査委員は、決算審査に当たっては地方公営企業の運営が規定の趣旨に従ってされているか、特に意を用いて決算審

査には経営分析を行う。監査基準は、実務に慣習として発達したことから、公正妥当と認められた婦納要約した原則であって、監査委員は町の監査を行うに当たり法令によって強制されるとも常にこれを厳守しなければならないものである。

二日目は、「住民監査請求の主要手続とその考え方」題して、京都市行政実務研究会主催の奥田泰章氏より講演いただいた。監査請求は、住民が自らの居住する地方公共団体の違法、不当な財務会計上の行為等に対し、監査を求め是正、予防等の措置を請求することができる。監査委員は団体の長、職員に対して、理由を付して監査結果の公表の手續きが終了するまでの間、当該行為を停止すべきことを勧告することができる。



・監査請求受付を経て要件審理で要件不備で却下決定。要件具備は本案審議、対象行為が違法不当でないときは、棄却決定なる。一方対象行為が違法又は不当ときは、容認決定措置勧告となる。監査請求に基づく計画的実行は、要件審理・本案審理・本案決定の流れとなる。受付から決定書の送達まで60日、完了するには当初から計画的実行が不可欠である。二日間の研修に参加して、監査委員に課せられた「責任と義務」の職務の重大さを再確認した。

議会活動日誌



10/15
県議長会研修会
(全議員出席)



10/20
ゆめまちテラスえち完成式典
(全議員出席)



11/11
明るい家庭・地域づくり推進大会
(副議長出席)



11/19
彦愛犬市町議長会議員研修会
(全議員出席)



12/8
社会福祉のつどい
(議長出席)



1/6
消防出初式
(議長出席)



1/13
新成人のつどい
(議長・教民委員長出席)

第62回町村議会議長 全国大会報告

議長 高橋 正夫

11月21日、東京NHKホールで「第62回町村議会議長全国大会」が約1,800人の町村議会関係者の出席を得て、開催された。本町からは正副議長と議会事務局長が参加した。

大会は、「全国の町村議会の創意を結集し、我々町村議会が一貫して築き上げてきた地方自治の精神と原則に立ち、住民自治に基づく個性と活力に満ちた町村の実現を期するため」を目的としている。

平成31年度の国の予算編成対策としての要望34件・町村議会のなり手不足対策としての重点要望・豪雪地帯の振興に関する要望8件が提案され決定した。

また、緊急かつ重要な課題として解決をはかる次の5つの案件については特別決議が提案され決定した。

- ① 東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議
- ② 地方創生のさらなる推進に関する特別決議
- ③ 町村税源の充実強化に関する特別決議
- ④ 議会の機能強化及び議員のなり手確保に関する特別決議
- ⑤ 参議院選挙における合区の解消に関する特別決議

その後の記念講演は、外交ジャーナリスト・作家の手島龍一氏から、「激動の21世紀をどう生き抜くか」中・ロ・朝鮮半島情勢と日米同盟についての講演があった。